

公立大学法人北九州市立大学学長選考規則

〔平成20年9月8日〕
〔北九大規程第8号〕

（目的）

第1条 この規則は、公立大学法人北九州市立大学定款及び公立大学法人北九州市立大学学長選考会議規則（平成20年北九大規程第5号）に基づき、公立大学法人北九州市立大学の学長の選考、学長の任期及び学長の解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選考事由及び時期）

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が欠けたとき
- (3) 学長が解任されたとき

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の日の3ヶ月前までに、同項第2号及び第3号に該当する場合においてはその事由が生じたときに速やかに行う。

（選考の基準）

第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

（学長候補者の推薦の公示）

第4条 選考会議は、学長の選考を開始するときは、学長候補者の推薦について公示しなければならない。

（学長候補者の推薦の手続）

第5条 前条の公示を行った日（以下「公示日」という。）において、公立大学法人北九州市立大学職員就業規則（平成17年北九大規程第19号）第2条に規定する教育職員及び事務職員（事務職員にあつては、課長相当職以上の者に限る。）である者は、5名の連名により、学長候補者を推薦することができる。

2 公示日において、公立大学法人北九州市立大学経営審議会規則（平成17年北九大規程第2号）第3条第1項第4号に規定する委員及び教育研究審議会の委員（役員である者及び前項の規定に基づき学長候補者を推薦した者を除く。）である者は、学長候補者を推薦することができる。

3 推薦人は、自らを学長候補者として推薦することはできない。また、1人の推薦人は、複数の学長候補者を推薦することはできない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、選考会議の委員は、学長候補者を推薦することはできない。

5 第1項及び第2項の規定により推薦を行う推薦人は、別紙様式の「北九州市立大学学長候補者推薦理由書」（以下「推薦理由書」という。）を選考会議に提出しなければならない。

また、連名により推薦をする場合においては、代表推薦人を定め、代表推薦人により推薦理由書を提出するものとする。

6 推薦された学長候補者は、別紙様式の「北九州市立大学学長候補者履歴書」及び「所信表明書」を、選考会議に提出しなければならない。

（学長選考の方法）

第6条 選考会議は、前条により推薦された学長候補者の中から、書類審査を行い、学長を選考する。

2 選考会議は、前項の選考にあたり、必要に応じて学長候補者の面接を行うことができる。

(再選考)

第7条 前条により選考された学長候補者がやむを得ない事情により選考会議の承認を得て学長の就任を辞退した場合又は欠けた場合は、選考会議は、改めて選考を行う。

(選考結果の理事長への報告)

第8条 選考会議は、学長の選考結果について、理事長に報告するものとする。

(選考結果の公表)

第9条 選考会議は、学長の選考結果について、公表するものとする。

(任期)

第10条 学長の任期は4年とする。ただし、学長が任期の途中において欠けた場合又は解任された場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学長は再任されることができる。ただし、再任は1回限りとし、再任の場合の任期は、2年とする。

(解任申出の理由)

第11条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) 職務の遂行が適当でないため、学長として引き続き職務を行わせることが適切でないと認められるとき
- (4) その他学長として適しないと認められるとき

(解任の審議等)

第12条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに学長の解任について審議するものとする。

- (1) 選考会議の委員から解任申出の請求があったとき
- (2) 経営審議会から解任申出の請求があったとき
- (3) 教育研究審議会から解任申出の請求があったとき
- 2 選考会議は、第1項の審議を行うに際し、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、第1項の審議を行うに際し、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。
- 4 選考会議は、解任理由について調査が必要である場合は、選考会議のもとに調査委員会を設置することができる。
- 5 第1項に規定する審議の結果、前条各号のいずれかに該当する理由があると認めた場合は、理事長に対して学長の解任の申出を行うものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年9月8日から施行する。

(法人の最初の学長の任期に関する特例)

2 この規程の施行の際に、現に学長である者の任期は、第10条の規定にかかわらず、公立大学法人北九州市立大学定款付則第4項に基づき平成21年3月31日とし、1回に限り再任できるものとする。

付 則

この規則は、平成22年8月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。